

## 第1 知事・副知事業務の総合調整

＜知事室秘書課＞

### 1 秘書関係業務の実施

知事及び副知事の秘書業務や知事公館の維持管理（総務部総務課主管分に属することを除く）を行います。

## 第2 広報広聴活動の推進

＜知事室広報広聴課＞

スマートフォンの普及やSNSの浸透などにより、広報を取り巻く環境が日々変化し、道民ニーズも多様化する中、こうした動向を的確に把握し、道政への理解や参加を促すとともに、北海道の様々な魅力を道内外へ積極的に発信するため、様々な媒体・手法を用いて、効果的な広報広聴活動を推進します。

また、各種調査を通じた広報活動の検証をもとに、より効果的な広報のあり方を検討し、取組に反映します。

### 1 広報活動の推進

庁内横断的かつ重点的なテーマや喫緊の課題について、広報広聴連絡会議で協議し、庁内連携のもと効果的・効率的な道政広報と北海道の魅力発信を推進します。

[3つの視点を踏まえた広報の推進]

道政における重点政策の実現に向け、北海道の将来像を道民と共有し、道政への理解と協力を得るため、次の3つの視点を踏まえて取り組みます。

- 計画的・効果的な情報発信  
各媒体の特性を踏まえて計画的・効果的に情報を発信します。
  - ・年間予定や中長期的な視点を踏まえた、計画的で重点的な広報の推進
  - ・複数の広報媒体を組み合わせ、共通のテーマを集中的に発信
  - ・各媒体の特性を活かし、相互補完（連携）しながらより深い情報を発信
- 地域情報等の発信強化  
道民の道政への関心を高め、道政への理解と参加を促進するとともに、地域への愛着を醸成するため、地域にとって、より身近な話題や情報を発信します。
  - ・広報紙などの主要媒体における地域の取組や魅力の発信
  - ・地域の動きをわかりやすく伝える動画コンテンツの充実
- 情報発信の環境整備  
職員が主体的、効率的に道政情報や道内の魅力を発信できる環境を整備します。
  - ・ホームページのシステム更新による利用環境の充実
  - ・各部局がより効果的な情報を発信できるようにするための環境整備

#### (1) 自主広報媒体の効果的な活用

##### ア 情報の認知

道の重点政策や各事業を広く道民に伝えるため、共通のテーマを複数の広報媒体を組み合わせで発信することで、情報への接触機会の増加を図ります。

## イ 情報の深化

広く情報を伝えたいものは広報紙で、詳細に情報を伝えたいものはホームページで、ビジュアルで伝えることが効果的なものは動画で、即時性を求めるものはSNSといった、各広報媒体の特性を踏まえた効果的な情報発信を行うとともに、媒体間で相互補完（相互誘導）しながら、さらに深く情報を提供します。

### (2) 企業等との協働広報の推進

民間企業等との協働による広報を推進するとともに、企業の広報媒体から道のホームページへの誘導など道の自主広報媒体と連携させた取組を展開します。

### (3) 市町村との連携

北海道全体として、より効果的に情報発信を行うため、市町村と連携を図りながら道政情報や地域の魅力などを発信します。

### (4) パブリシティ活動の推進

新聞・テレビなどのマスメディアに対して、報道素材を積極的かつ的確に提供することにより、道内外に道政情報や北海道の魅力を発信します。

## 2 広聴活動の推進

道民の意向や地域ニーズを的確に把握し道政に反映させるため、あらゆる手段や機会を通じ、広聴活動を実施します。

特に、総合振興局長及び振興局長は、地域に出向く機会を活用し様々な分野の人たちとの対話や懇談会等の実施に努めます。

### (1) 対話広聴

- ① 各種会議、懇談会、行事等の開催時
- ② 事業所、施設等の訪問時
- ③ 現地視察時等

### (2) 調査広聴

アンケート調査、実態調査等

### (3) 意見募集等

ホームページの活用、パブリックコメント手続等

## 3 その他広報広聴活動の推進

外部委員による北海道広報広聴推進会議を定期的開催することにより、道民目線に立った広報広聴活動の推進を図ります。

また、職員研修、諸会議など様々な機会を通じて、全庁的な広報広聴活動の円滑な推進に努めるとともに、道職員一人ひとりが「広報・広聴パーソン」であるという意識の啓発に努めます。

## 第3 道民の権利利益の保護及び道政相談の充実

### ＜知事室道政相談センター＞

#### 1 苦情審査委員制度の運用

平成11年6月からスタートした苦情審査委員制度は、開かれた道政を一層推進するため、簡易迅速に道民の権利利益の保護を図り、道民の道政に対する信頼をより確かなものにするを目的としており、この制度の適正な運用を行います。

##### 【苦情審査委員制度の概要】

機 関 名	北海道苦情審査委員	定 数	2 名	施行日	平成11年6月7日
所掌事項	①道の機関の業務の執行に関する苦情の審査をすること。 ②道の機関の業務に関し、その是正又は改善の措置を講ずるよう勧告し、制度の改善を求める意見の表明をすること。 ③勧告、意見の表明等の内容を公表すること。				
対象要件	①道政に関して自己の利害があるもの。 ②一定の期間内(1年)の事案であること。 (ただし、判決等により確定した事項、裁判所で係争中の事項、議会に請願・陳情中の事項などは除く。)				
対象機関	道の機関(ただし、議会、公安委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会を除く。)				
公 表	①勧告、意見表明の内容 ②勧告に対する措置の報告 ③四半期ごとの活動状況				
申立件数	H28年度 14件 H29年度 26件 H30年度 5件 R元年度 13件 R2年度 8件(1月末現在)				

#### 2 公益通報者保護制度の運用

平成18年4月1日から施行された公益通報者保護法について、広く道民に周知するとともに、「公益通報処理に関する要綱」により知事への通報窓口として円滑な運用を行います。

##### 【公益通報の処理状況】

年 度	受理件数	うち調査件数	うち措置件数
H28年度	0件	0件	0件
H29年度	5件	1件	0件
H30年度	2件	1件	0件
R元年度	5件	1件	0件
R2年度	3件	0件	0件

※R2年度は1月末現在の件数

#### 3 道政相談の充実

広く住民から寄せられた道政に係る相談、苦情、要望、照会等を庁内各部局との連携を密にして対応するとともに、道民に身近な各種相談窓口等をインターネット上で紹介することにより、道政相談の充実を図ります。

##### 【道政相談の受付状況】

年 度	全道の受付件数	うち当センター受付件数
H28年度	4,683件	3,906件
H29年度	4,137件	3,465件
H30年度	5,237件	4,652件
R元年度	9,395件	8,488件
R2年度	20,213件	19,295件

※R2年度は1月末現在の件数

## 第4 官民連携の推進

＜官民連携推進室＞

### 1 「ほっかいどう応援団会議」などを通じた官民連携の推進

人口減少問題など本道が直面する様々な課題を乗り越えるためには、民間が有する知恵と力を活用し、新たな視点による取組を展開することで、活力ある北海道の実現に取り組んでいくことが必要です。このため道では、北海道を応援したいという企業・団体や個人の方々のネットワークである「ほっかいどう応援団会議」を通じて、包括連携協定やタイアップ協定の活用といった協働活動やふるさと納税をはじめとする資金面での協力など、幅広い手法による官民連携の取組を推進します。

## 第5 道の重要政策の総合的な企画・調整

＜政策局参事＞

### 1 重要政策の総合調整

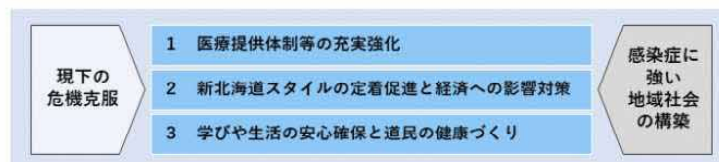
道政運営上の重要事項に係る協議、庁内の情報共有等を行うため、庁議を開催するなど、各部と連携を図りながら、道の重要政策に関する総合調整を行います。

### 2 「命と暮らしを守り、未来を切り拓く」予算 ～令和3年度重点政策～

当面する道政上の重要課題に取り組んでいくため、次年度に向けて、政策検討の基本方針を定め、これに基づき総合的な視点から政策を検討します。

令和3年度（2021年度）は、「道民の命と暮らしを守る」ため、感染症への対応に最優先で取り組み、安心して暮らしていける地域社会の構築につなげていくとともに、情勢変化や社会変革の兆しを的確に捉え、「ピンチをチャンスに」「ハンディを強みに」「強みを成長エンジンに」という視点から、ポストコロナを見据えた本道の新たな未来を切り拓くための起点となる取組を推進します。

#### I. 現下の危機克服と感染症に強い地域社会の構築 最優先で取り組む3つの政策



#### II. ポストコロナの新たな未来を切り拓く北海道づくり 3つの視点と9つの政策



### 3 TPP等への対応

新たな国際環境下にあっても、農林水産業の再生産が可能となり、地域の産業が持続的に発展していけるよう、国の施策も効果的に活用しながら、競争力のある産業づくりに向けた施策の展開に取り組みます。

### 4 庁内資源・機能の有効活用

多様化・複雑化する行政課題に対応するため、先進事例や有識者等のノウハウ・知見等も加えながら、高度で実効ある政策の実現を図る「政策開発推進事業」を推進します。

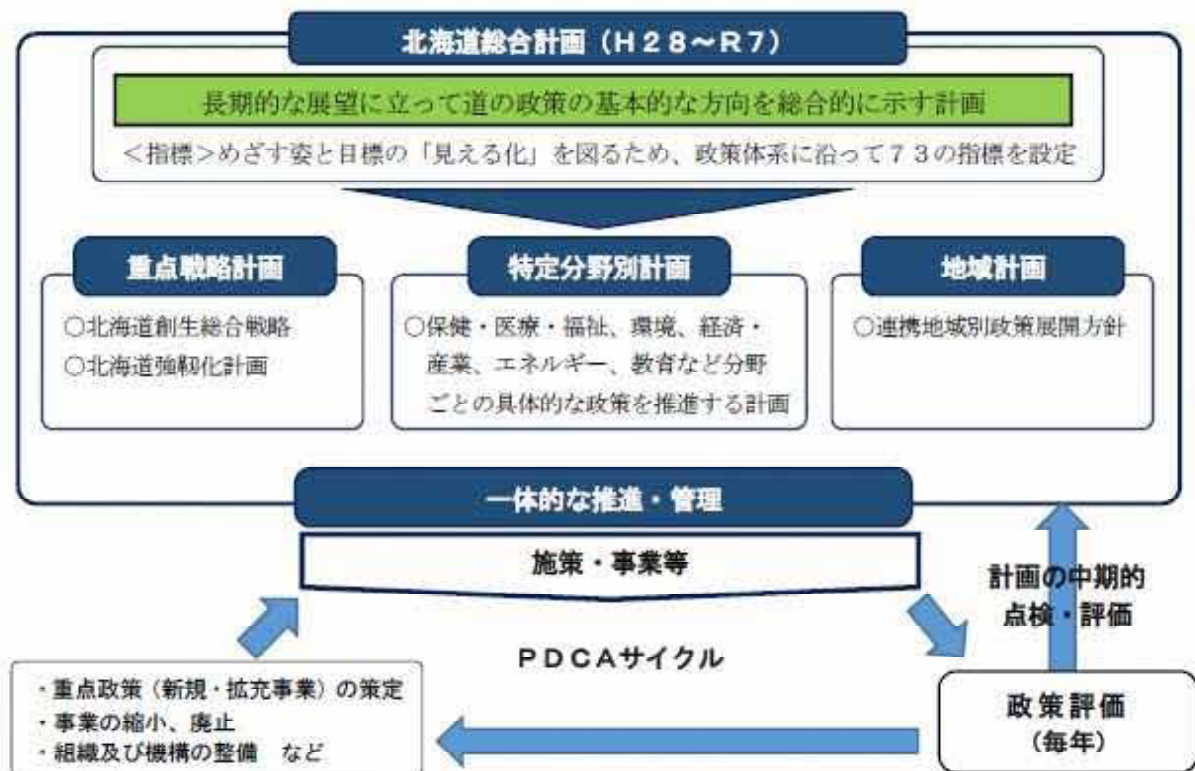
## 第6 北海道総合計画等の推進・国費予算に関する総合調整 ＜計画局計画推進課＞

### 1 北海道総合計画（2016(平成28)～2025(令和7)年度）の推進

長期的な展望に立って、道の政策の基本的な方向を総合的に示す「北海道総合計画」は、道民や関係する方々と今後の北海道がめざす姿や進むべき道筋を共有し、その実現に向けてお互いに連携を深め、力を合わせて取り組んでいくための指針として策定しており、個別具体的な施策や事業については、総合計画とは別に策定する計画に委ね、一体で推進することにより、実効性の確保に努めています。

特に、人口減少や強靱な北海道づくりなど、喫緊の課題に対応するため、「北海道創生総合戦略」と「北海道強靱化計画」を重点戦略計画として位置づけ、重点的・分野横断的に推進します。

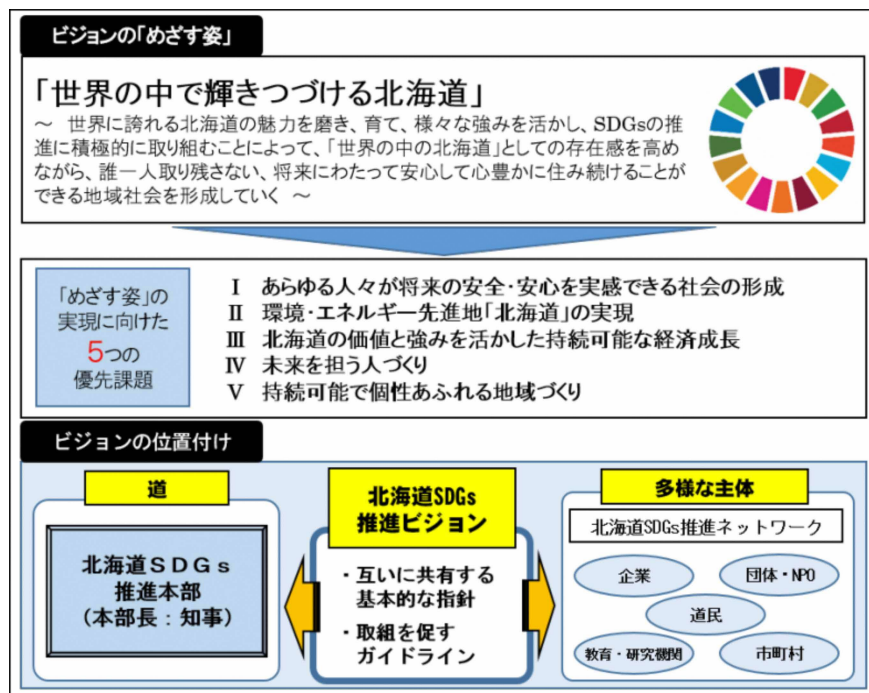
また、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、経済社会情勢は大きく変化しており、こうした状況に的確に対応していくため、総合計画の見直しを行います。



## 2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進

2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組む国際社会全体の目標であり、道ではこれまで、基本的な指針となる「北海道SDGs推進ビジョン」の策定や800を超える多様な主体が登録する「北海道SDGs推進ネットワーク」の運営、SDGs未来都市計画の推進、イベントやセミナーの開催による普及啓発などに取り組んでいます。

引き続き、各種計画へのSDGsの要素の反映や関連施策の着実な実施はもとより、各地域における連携・交流を推進するセミナーの開催や市町村のSDGs推進を支援するモデル事業、企業等の取組に対する登録制度の創設等のほか、多様な主体と連携した普及啓発などを通じ、様々な主体や世代にSDGsを広く浸透させながら、持続可能な地域づくりに向けた取組を推進します。



## 3 北海道政策評価条例に基づく政策評価の実施

総合計画の政策体系に沿った施策やそれを構成する事務事業についてPDCAサイクルにより評価を行う基本評価、基本評価を補完する公共事業評価など、北海道政策評価条例に基づく政策評価を実施し、総合計画の推進管理や毎年度の重点政策の展開、予算の編成及び執行、組織及び機構の整備などに反映します。

## 4 国の施策及び予算に関する提案・要望

人口減少や北海道の強靱化など本道が直面する喫緊の課題に関連する国の施策の推進や制度の創設・改正、北海道開発予算等に関連する重点事項について、国等に対し、機動的・効果的な提案・要望を行います。

## 5 北海道特定特別総合開発事業の推進

北海道総合開発計画の効果的な推進を図るため、国が設定した特定テーマ「生産空間の維持・発展」、「国土強靱化」及び「北方領土隣接地域における魅力ある地域社会の形成」に基づき、基幹的な事業を機動的・重点的に推進します。



## 6 社会資本整備の推進

財政状況が厳しい本道において、公共施設、インフラの老朽化が課題となる中、本道にとって必要な社会資本整備を着実に進めるための方針である「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」や道有施設の老朽化対策の基本的な方針である「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備を推進し、本道の強靱化に取り組めます。

また、その手法の一つとして、多様なPPP/PFI手法の導入を促進し、国や関係部局と連携を図りながら、市町村の案件形成を支援します。



## 7 北海道強靱化計画の推進

北海道強靱化計画に基づき、大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守るとともに、本道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献するための施策を総合的かつ計画的に推進します。



## 第7 土地水対策等の総合的推進

### <計画局土地水対策課>

#### 1 土地水対策の総合的推進

総合的かつ計画的な土地利用を図るため、各種土地利用計画の調整や土地取引の規制など、国土利用計画法に基づく諸対策を積極的に推進します。

##### (1) 土地水対策の総合調整等

北海道土地・水対策連絡調整会議等の適切な運営により、土地水対策の総合調整に努めるとともに、関連する施策等の推進に取り組みます。

##### (2) 国土利用計画（北海道計画）の管理及び市町村計画に対する助言等

国土利用計画（北海道計画）は、道土の総合的かつ計画的な利用を推進するための長期計画であり、道土の利用に関する行政上の各種計画の基本となるものです。

このため、道土利用の現況把握に努めるなど、適正かつ合理的な土地利用が図られるよう計画の管理を行います。

また、この計画を基本として策定される国土利用計画（市町村計画）に対して必要な助言を行います。

##### (3) 土地利用規制等対策の推進

###### ① 土地利用基本計画の管理等

北海道土地利用基本計画は、個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては土地の利用目的が適正なものであるかどうかの判断基準となるものです。

このため、計画の管理に当たっては、各種土地利用計画との調整を図るなど、適切な土地利用の推進を図ります。

###### ② 土地取引届出制度の推進

一定規模以上の土地取引について、届出（事後届出制度）を受け、必要に応じて指導・助言等を行い、適正な土地利用を図ります。

###### ③ ゴルフ場の開発規制

ゴルフ場の開発については、「ゴルフ場開発の規制に関する要綱」（平成2年11月15日施行）に基づき、自然環境の保全、良好な生活環境の確保や災害の防止を図り、適正かつ合理的な土地利用を推進します。



④ 千歳川流域治水対策

千歳川流域の治水対策については、国が策定した「石狩川水系千歳川河川整備計画」に沿って、国や関係自治体等と連携して取り組みます。

(4) 地価調査の実施

地価調査の結果は、土地取引の届出に係る価格審査等の規準とするとともに、一般の土地取引価格の指標としても活用されています。令和3年度は、道内市町村における基準地についての鑑定評価を行い、標準価格を判定し、9月下旬に公表します。

2 水資源の保全に関する取組の推進

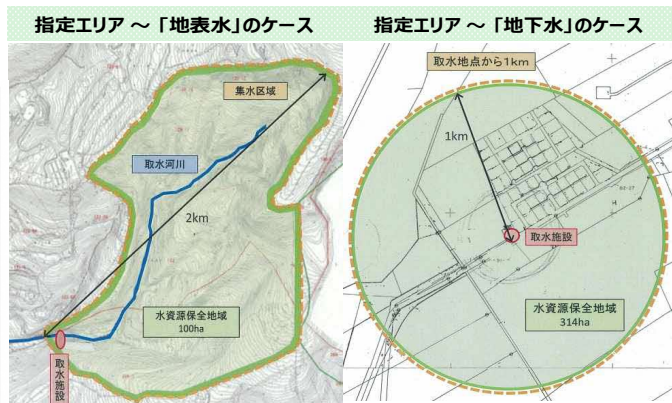
(1) 北海道水資源保全条例の制定

本道の豊かな水資源の恵みを現在と将来の世代が享受できるように、水資源の保全に関する施策を総合的に推進する条例を全国に先駆けて制定し、平成24年4月から施行しています。

本条例では、市町村長の提案により、「水資源保全地域」を指定して、適正な土地利用・取引を助言しています。

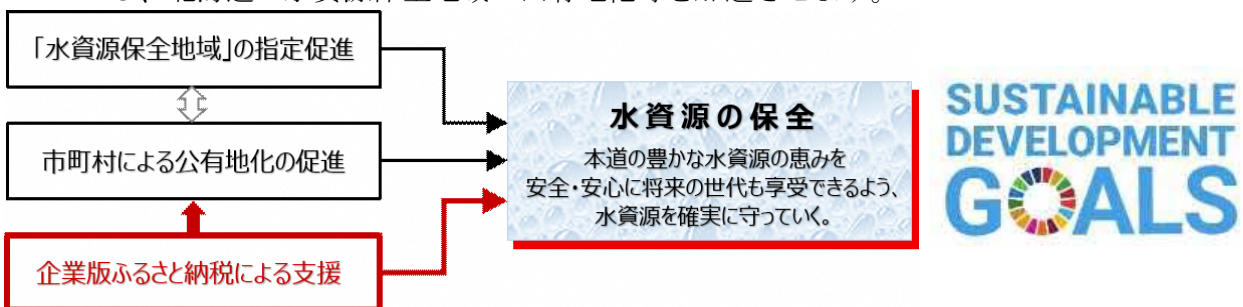
これにより、売主は、契約の3か月前までに、土地の所在や面積、利用目的などを事前に知事に届出を行うことが必要になります。

「水資源保全地域」の指定市町村	
振興局名	市町村名(地域数)
空知	芦別市(1) 歌志内市(1) 上砂川町(1) 沼田町(1)
石狩	千歳市(1) 石狩市(7) 当別町(1)
後志	小樽市(2) 島牧村(1) 瀬田町(1) 鹿越町(1) ニセコ町(12) 尾道村(2) 留寿都村(3) 喜茂別町(3) 京極町(1) 倶知安町(4) 共和町(4) 岩内町(1) 油村(1) 赤井川村(1)
十勝	釧路市(2) 伊達市(6) 社説町(1) 厚真町(1) 網走湖町(1) むかわ町(11)
日高	指定区域なし
渡島	函館市(13) 北斗市(6) 知内町(2) 七飯町(3) 鹿部町(1) 森町(2)
釧路	今金町(1)
上川	旭川市(4) 名寄市(1) 美瑛町(1) 上富良野町(4) 中富良野町(2) 占冠村(4) 和歌町(4) 下川町(2) 美深町(2)
留萌	増毛町(2)
宗谷	稚内市(1) 秩本町(3)
オホーツク	網走市(1) 釧路町(1) 紋別町(1)
十勝	帯広市(2) 鹿追町(1) 新得町(5) 清水町(1) 大樹町(2) 広尾町(3)
釧路	網走市(1) 厚岸町(5) 浜中町(1) 標茶町(7) 美幌町(5) 釧路村(10)
根室	別海町(1) 標津町(1)



(2) 水資源保全地域の公有地化の促進

- ① 水資源を確実に守るために、水資源保全地域内の民有地を市町村が買い取って保全する「公有地化」を促進しており、地域づくり総合交付金により支援します。
- ② 「企業版ふるさと納税」による企業からの支援を受けて市町村への財政支援措置を拡充し、北海道の水資源保全地域の公有地化等を加速させます。



### 3 水の有効利用の推進等

水の有効利用を推進するため、国土交通省が主唱する「水の日」（8月1日）、「水の週間」（8月1日～7日）の協賛行事として、水の重要性をテーマにした「全日本中学生水の作文・北海道地方コンクール」を実施し、優秀作品の知事表彰を行い、これらの作品を中央審査の対象作品として推薦するなどの啓発活動を行うほか、国土交通省の委託による道内の水需給の動向等に関する調査を行います。

## 第8 統計調査の実施

＜計画局統計課＞

### 1 統計調査の実施

統計法に基づく基幹統計調査等（4省9調査）及び道単独統計調査（1調査）を次のとおり実施し、統計資料の整備を図ります。

#### 〔総務省所管統計調査〕

調査名	内 容	調査時期、調査対象数等
令和3年経済センサス活動調査 (経済産業省共管)	全産業分野の売上金額や費用等の経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにする。	6月1日 約268,000事業所
令和3年社会生活基本調査	国民の生活時間の配分及び自由時間における活動を調査し、国民の社会生活の実態を明らかにする。	10月20日 約3,000世帯
労働力調査	就業、不就業の状態を明らかにする。	毎月末日 約2,700世帯
小売物価統計調査	消費者物価指数等を作成し、物価の動向及び構造を明らかにする。	毎月 約800店舗・1,250世帯
家計調査	家計収支の実態を明らかにする。	毎月 318世帯

#### 〔文部科学省所管統計調査〕

調査名	内 容	調査時期、調査対象数等
学校基本調査	学校に関する基本的事項を明らかにする。	5月1日 約2,800校
学校保健統計調査	幼児、児童及び生徒の発育、健康状態を明らかにする。	4～6月 209校

#### 〔厚生労働省所管統計調査〕

調査名	内 容	調査時期、調査対象数等
毎月勤労統計調査	給与、労働時間及び雇用について、毎月の変動を明らかにする。	毎月末日 約1,200事業所
毎月勤労統計調査特別調査	給与、労働時間及び雇用について、小規模事業所の変動を明らかにする。	7月31日 約900事業所

### [北海道単独統計調査]

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
北海道住民基本台帳人口移動報告	道内の地域別の人口移動状況を明らかにする。	3、6、9、12月末日 179市町村

## 2 調査結果の公表及び統計の普及啓発の推進

各種統計調査の結果を広く一般の利用に供するため、統計資料を整備するとともに、統計功労者の表彰、統計職員の研修等を行い、統計の普及啓発を行います。

### (1) 統計の公表及び普及

統計調査の結果を速やかに公表するとともに、行政推進上の基礎資料としての活用や広く道民の利用に供するため、道をはじめ、各機関が公表している諸統計を収録した出版物を刊行します。

また、統計の普及啓発を図るため、ホームページによる各種統計情報等の配信や統計グラフ全道コンクールを行います。

#### ア 出版物の刊行

北海道ポケット統計 3月

北海道統計書 3月

#### イ ホームページによる情報提供

上記アに掲げる刊行物の掲載  
各種統計調査の結果 随時更新

#### ウ 統計の普及啓発事業

令和3年度統計グラフ全道コンクール

### (2) 統計功労者の表彰

北海道表彰規則に基づき、北海道社会貢献賞を贈ります。

表 彰 者 統計調査に従事した年数が30年に達した統計調査員

表 彰 時 期 10月 (予定)

表彰式開催場所 札幌市 (予定)

### (3) 統計業務研修の実施

統計に関する知識を深め、統計業務の円滑な遂行を目的として、次の研修会を開催します。

#### <統計職員業務研修>

統計事務に従事する道及び市町村職員に業務上必要とされる知識及び技能を習得させ、もって統計機能の充実強化に資する。

開催場所：基礎研修 札幌市 (1回/2日間)、専門研修 札幌市 (1回/1日間)

#### <都道府県別登録調査員研修>

統計調査に従事する登録調査員に業務上必要とされる知識及び技能を習得させ、もって統計機能の充実強化に資する。

開催場所：札幌市 (1回/1日間)

## 第9 国際化施策の戦略的推進

### <国際局国際課>

本道の持続的発展を図るため、「世界の中の北海道」という視点に基づき、市町村や国際交流団体、関係団体、企業などと連携を図りながら、姉妹友好地域等との経済や教育、文化といった幅広い分野での交流や多文化共生の取組など国際化施策を戦略的に推進します。

## 1 グローバル戦略の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大など、本道を取り巻く世界情勢が急速に変化する中、地域社会の持続的な発展を目指すためには、幅広い分野にわたる国際関連施策を戦略的に展開していくことが必要となります。

このため、「北海道グローバル戦略」に示す施策の方向性に基づき、食や観光といった経済分野をはじめ、教育、文化等の取組を連携させるなど、国際関連施策の効果的な推進を図ります。

## 2 外国人にも暮らしやすい地域づくり

道民と外国人が互いの文化や生活習慣などを理解・尊重し合うことができる多文化共生社会の実現に向けて、多言語による相談対応の充実や地域における外国人対応力の向上、さらには災害時の多言語支援に取り組む等、「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」づくりを進めます。

## 3 海外との交流の推進

姉妹友好提携を締結している6カ国10地域と、経済、教育、文化などの様々な分野での交流の活性化を図ります。

また、令和3年度は、黒竜江省（35周年）、慶尚南道（15周年）、済州特別自治道（5周年）との交流が節目となる周年を迎えることから、相互交流や記念行事などを実施するとともに、オンライン等、多様なコミュニケーション手法を活用しながら、これまでに培ってきた様々な国や地域とのネットワークの拡大・維持に取り組みます。

## 4 ロシアとの友好・経済交流の推進

ロシアとの交流を戦略的に推進するための包括的な基本方針となる「北海道・ロシア地域間交流推進方針（2020年6月策定）」に基づき、2020年から2021年にかけて実施している日露地域・姉妹都市交流年などの機会も捉え、サハリン州・沿海地方・ハバロフスク地方などのロシア極東地域とのこれまでの交流の深化と拡大を図るとともに、サンクトペテルブルク市・モスクワ州などの欧露部との経済・文化・医療など幅広い分野での交流を進めるなど、ロシアとの地域間交流を加速化します。

## 5 関係機関・団体等と連携した国際関係施策の推進

北海道の地域国際化協会である公益社団法人北海道国際交流・協力総合センターへの支援をはじめ、在札幌総領事館や友好交流団体、JICA北海道、大学、海外道人会などと連携し、多様な国際交流の推進や本道が持つ寒冷地技術などを活用した国際協力を推進するとともに、北朝鮮による拉致問題の早期解決に向けた政府の取組を後押しするため、各種啓発事業を通じた意識啓発に取り組みます。

また、北海道洞爺湖サミットをはじめ、2019年に開催されたG20観光大臣会合等の国際会議の開催実績を踏まえ、本道の活性化に向け、国・市町村・関係機関と連携しながら、国際会議の誘致に取り組みます。

## 6 人材の育成

語学指導等外国青年招致事業（JETプログラム）により国際交流員（CIR）や外国語指導助手（ALT）などを受け入れ、外国語教育の充実及び国際交流の推進を図ります。

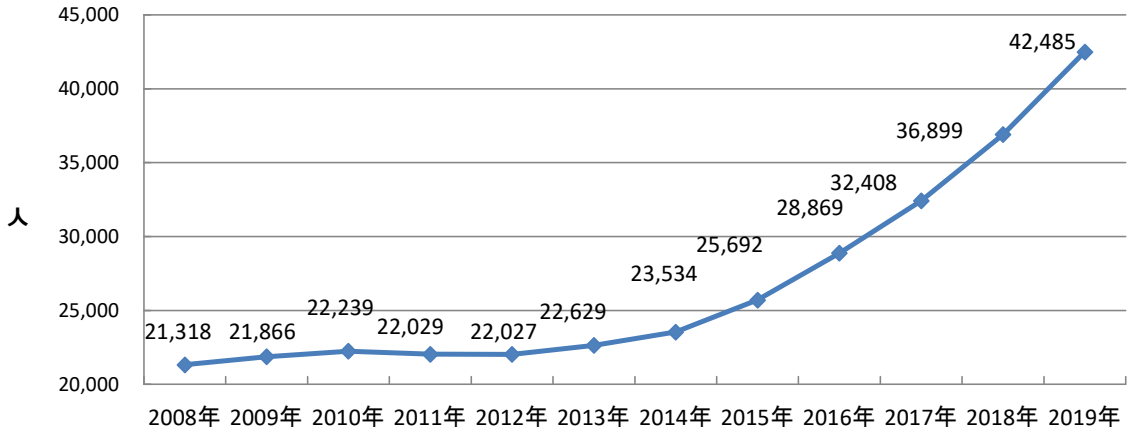
また、道内の高校生等を諸外国へ派遣し、国際性豊かな地域づくりを担う人材の育成を進めるとともに、海外と本道との架け橋となる人材の育成や外国人留学生の受入れ・定着の促進に取り組めます。

## 7 旅券の発給

旅券の発給申請の受理及び旅券の作成・交付事務を行うとともに、旅券の作成を除く事務の市町村への権限移譲の促進に努めます。



(参考1) 【北海道の外国人の状況(法務省在留外国人統計)】



(参考2) 【北海道の姉妹友好交流地域の概要】

区分	カナダ・アルバータ州	中国・黒竜江省	アメリカ・マサチューセッツ州
提携日	<姉妹提携>1980年9月5日	<友好提携>1986年6月13日	<姉妹提携>1990年2月7日
位置	北緯49~60度 西経110~120度	北緯43~53度 東経121~135度	北緯42~43度 西経70~73度
面積	661,185km <sup>2</sup>	473,000km <sup>2</sup>	27,336km <sup>2</sup>
人口	4,430千人(2020年)	37,513千人(2019年)	6,892千人(2019年)
州・省都	エドモントン市	ハルビン市	ボストン市
気候	湿度が低く地域や季節によってかなりの格差がある。	寒温帯から温帯に位置し、冬は寒さが厳しく、夏が短い。	暖流の影響で緯度が高い割には気候は温暖。
産業	・豊富な天然資源(石油・オイルサンド・天然ガス)による資源供給型の経済構造で、主な産業は、石油・ガス、石油化学、農産物・食品等。 ・カナダの石油確認埋蔵量は1,710億バレル(うちアルバータ州は1,663億バレル)で世界第3位。	・中国食糧基地のひとつで畜産も盛ん。 ・中国最大の森林区で良質の木材の供給基地。 ・河川、湖水を利用した内水面漁業が盛ん。	・全米でも有数のIT・バイオ産業の集積地。 ・大学・大学院の集積地でもあり、産学連携による産業育成が盛ん。 ・クランベリー生産量は全米2位。
区分	ロシア・サハリン州	韓国・釜山広域市	韓国・慶尚南道
提携日	<友好・経済協力提携>1998年11月22日	<交流趣意書>2005年12月14日	<交流趣意書>2006年6月7日
位置	北緯45~55度 西経141~145度	北緯34~35度 東経128~129度	北緯34~35度 東経127~129度
面積	87,100km <sup>2</sup>	769km <sup>2</sup>	10,532km <sup>2</sup>
人口	488千人(2020年)	3,466千人(2019年)	3,421千人(2019年)
州・省都	ユジノサハリンスク市	-	昌原(チャンウォン)市
気候	冬は寒冷。南西部はやや温暖で、北海道に近い。	夏冬の気温差が少ない海洋性気候。	北西の山脈が冬の季節風を防ぐため、温暖な気候。
産業	・土地の半分以上はタイガで木材産業が盛ん。 ・海洋資源が豊富で水産業が盛ん。 ・石油・ガス・石炭などのエネルギー資源が豊富。	・韓国第一の港湾、釜山港を核とした物流の拠点。 ・漁業、水産加工業、都市近郊の園芸農業が盛ん。	・温暖な気候を生かした野菜、果樹栽培が盛ん。 ・航空、造船、家電製品等の工場が立地。
区分	韓国・ソウル特別市	タイ王国・チェンマイ県	韓国・済州特別自治道
提携日	<友好交流協定>2010年10月15日	<友好関係協定>2013年2月26日	<友好協力協定>2016年1月12日
位置	北緯37度 東経126度	北緯18度 東経98度	北緯33~34度 東経126度
面積	605km <sup>2</sup>	20,107km <sup>2</sup>	1,849km <sup>2</sup>
人口	10,026千人(2019年)	1,779千人(2019年)	690千人(2019年)
州・省都	-	チェンマイ市	済州(チェジュ)市
気候	大陸性の気候で、緯度の割に冬の寒さが厳しい。	熱帯性気候で、乾季、雨季、雨季の3つの季節がある。	韓国では最も温暖な気候だが、冬は風が強く、南北で気温差が大きい。
産業	・食品加工、繊維、化学、印刷のほか、観光、デザイン、コンベンション、デジタル産業、R&D等の発展が著しい。	・農業を中心とする第一次産業の割合は20%以下で減少傾向にあり、チェンマイ市での観光業を中心とする第三次産業の割合が70%以上で増加傾向にある。	・柑橘類などの農業、鉱物資源とその関連工業などがあるが基幹産業は観光業。
区分	アメリカ・ハワイ州		
提携日	<友好交流協定>2017年5月8日		
位置	北緯18~29度 東経154~162度		
面積	16,634km <sup>2</sup>		
人口	1,420千人(2020年)		
州・省都	ホノルル市		
気候	熱帯気候。		
産業	・世界有数の観光先進地。		

# 第10 「北海道Society5.0」の実現に向けた取組の推進

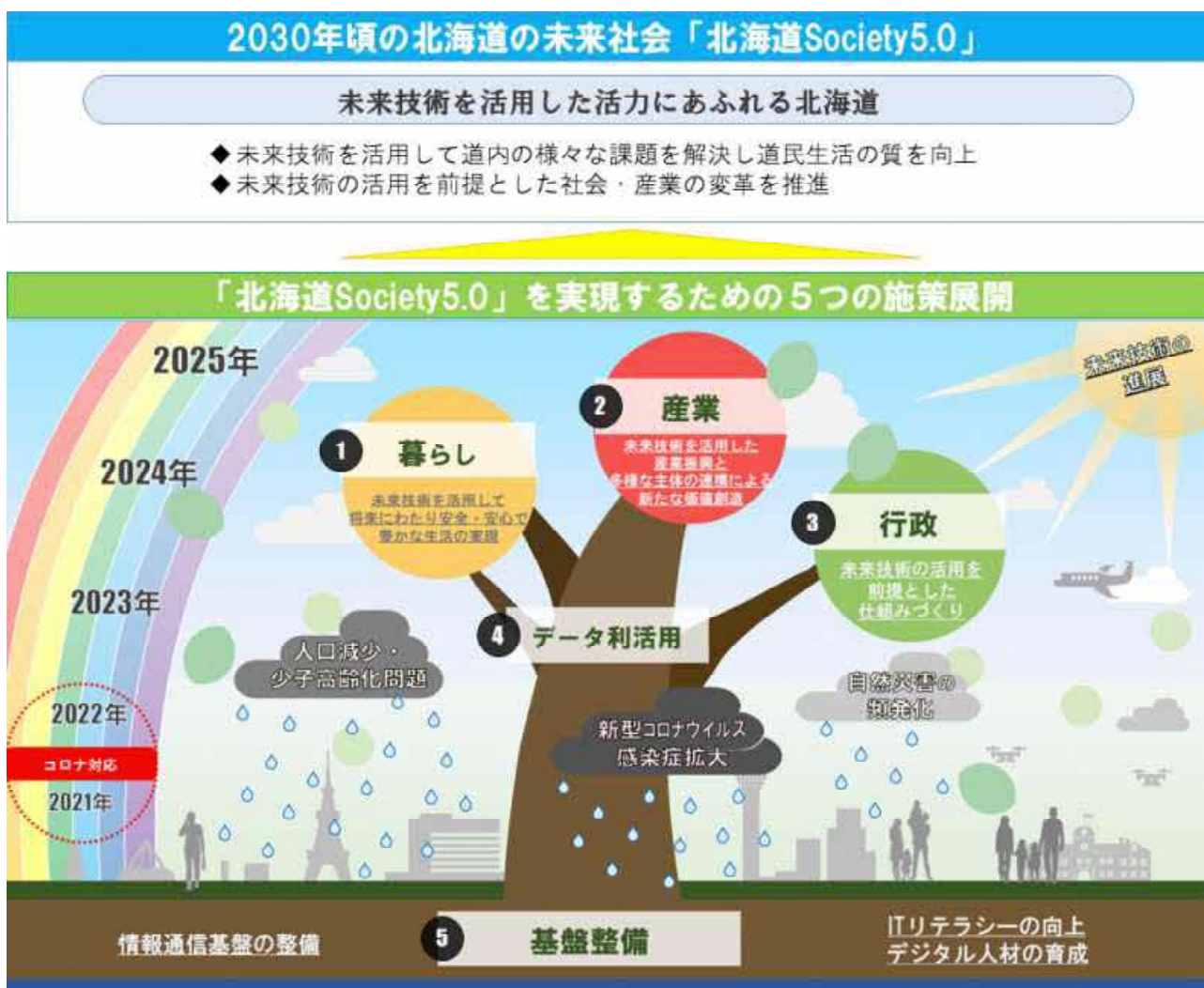
## ＜次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課＞

### 1 「北海道Society5.0推進計画」

#### (1) 計画の概要

道では、IoTやビッグデータ、AIなどの未来技術の活用を一層推進し、本道が抱える様々な課題を解決するとともに、感染症や気候変動に伴う大規模自然災害の頻発化などといった不測の事態にも揺るがない北海道の強靱化、さらには、単に現状の課題を克服するだけでなく、様々な分野において、その取組や施策が有機的に連携し、本道の基幹産業である一次産業を始めとした産業競争力の抜本的な強化や地域社会の活性化、より質の高い暮らしを実現する「北海道Society5.0」の実現に向け、取り組むべき施策について、道民の方々や市町村、民間の事業者の方々と共有する指針を示すべく「北海道Society5.0 推進計画」を策定しました。

なお、本計画は「官民データ活用推進基本法」に基づく「都道府県官民データ活用推進計画」として位置づけています。



#### (2) 施策の展開方向

本計画では、「北海道総合計画」のめざす姿『輝きつづける北海道』及び「北海道Society5.0 構想」で描いた『未来技術を活用した活力にあふれる北海道』の実現に向け、「暮らし」、「産業」、「行政」の3つの分野に加え、横断的視点として「データの利活用」、そしてそれらを支える「基盤整備」を施策の柱として取組を推進します。

また、具体的取組を推進するにあたっては、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から喫緊の取組として、感染症拡大防止と経済活動の両立を図る「北海道スタイル」の浸透・定着に向けた鍵となる未来技術を活用した取組を展開するとともに、5つの柱について、中長期的な観点から2025（令和7）年度を目途に取り組むべき目標を定めています。

## 2 デジタルトランスフォーメーションの推進

### (1) オープンデータ・ビッグデータの活用推進

オープンデータとして公開する行政データの拡充や機械判読に適したデータ形式での公開を進めるとともに、市町村におけるオープンデータの取組を支援・促進し、データの連携・活用を通じた道民サービスの一層の向上に努めます。

### (2) 市町村のデジタルトランスフォーメーションの支援

国が策定した「自治体DX推進計画(R2.12)」に基づき、市町村が今後5年間でシステムの標準化や標準準拠システムへの移行対応などを支障なく進められるよう、国からの情報の共有や、国との調整、進め方の助言など、市町村への支援を行います。

### (3) 電子自治体の共同化の推進

道と市町村等で構成する「北海道電子自治体共同運営協議会」と電子自治体を推進するための第3セクターである株式会社HARPとの連携の下、HARP構想\*に基づき、共同利用型の電子申請、電子入札サービス等の利活用を促進するなど、市町村における共同利用型サービスの展開を図ります。

\* HARP【ハープ】Harmonized Applications Relational Platform（調和型アプリケーション連携基盤）の略。  
道と市町村が、効率的・効果的に共同アウトソーシング方式による電子自治体の取組を推進するもの。

### (4) 情報通信基盤の整備

携帯電話、超高速ブロードバンド環境など地域における情報通信基盤の整備と利活用を促進します。

### (5) 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の運用

社会保障、税、災害対策分野での情報連携やマイナンバーカードを活用した公的個人認証など、強固なセキュリティ環境を確保した上で、行政の効率化や住民の利便性の向上に資するよう、マイナンバー制度の円滑な運用に取り組むとともに、マイナンバーカードの普及促進に努めます。

## 3 施策の推進体制

道と国、市町村、産業界・学界、道民などの多様な主体が連携・協働し、「北海道Society5.0」の実現に向けた取組を効果的かつ効率的に推進します。

### (1) 北海道Society5.0推進会議の運営

「北海道Society5.0」の早期実現に向けて、オール北海道での取組を進めるため、学識経験者や関係機関・団体、経済界、市町村などを構成員とした会議を設置・運営し、未来技術の地域実装やデータの利活用、デジタル人材の育成・確保などについて協議を行い、道民視点に立った施策の展開を図ります。

### (2) 全庁的な取組の展開

全庁横断的な会議を設置・運営し、庁内各部との総合調整を図りながら、道庁が一体となって北海道Society5.0の実現に向けた施策を推進・展開します。

### (3) 北海道IT施策推進連絡会議（DOIT6）の運営

北海道総合通信局、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道農政事務所と道が、道内の情報化に関し連携して取り組むべき施策等について検討協議を行います。



(4) 地域情報化推進会議の運営

道内各地域において、地域の実情に即した情報化を推進するため、情報共有や意見交換等を行います。

(5) 北海道電子自治体共同運営協議会の運営

HARP構想を推進するため、道と市町村による検討協議等を行います。

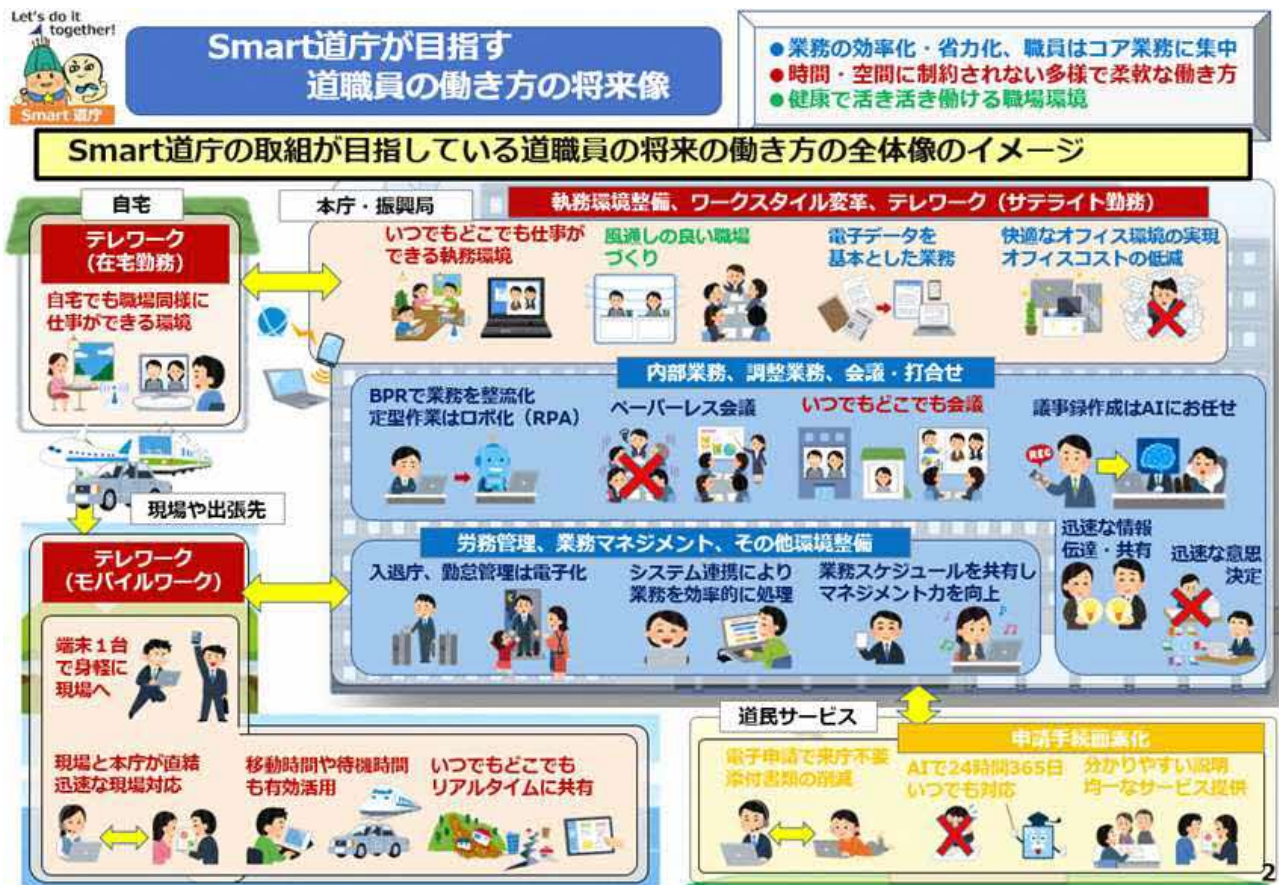
# 第1章 道庁のデジタル化の推進

## <次世代社会戦略局情報政策課>

### 1 Smart道庁の推進に向けた環境整備

勤務環境を変え、仕事の仕方を変えることで、職員の意識と行動が変わり、それがさらに勤務環境や業務改善に繋がるという好循環のサイクルを生み出すSmart道庁の取組を推進します。

この取組により、職員が持てる能力を最大限発揮できる職場環境をつくり、道庁の組織活力を向上させることで、道民サービスの質の向上に繋がります。



### 2 道庁のデジタル化の推進

(1) 災害に強い情報通信基盤の整備

大規模災害に備え、道と市町村等を結ぶ「北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）」の更新整備に取り組み、安定的な運用を図ります。

(2) 電子道庁の推進

道民の皆様にとって利便性の高い申請・届出、調達の電子化を推進するとともに、庁内の情報システムの質を更に高め、RPAやAIなどといった新たなICTの積極的な利活用を推進することで行政サービスの一層の向上を図ることを目的とし、全体の効果的・効率的なシステム運用を目指す情報システム最適化、テレワークの環境整備、LWANなど各種情報通信基



盤の効果的な利活用の推進、記録媒体やライセンスなどの情報資産の適切な管理、情報セキュリティ対策の推進などの取組を進めます。

### (3) 災害に強い電子自治体の取組

情報システムの全体最適化の取組を推進する中で、データセンターの活用やクラウドの導入等について検討します。

### (4) 災害時における I C T 部門の業務継続の確保

道の災害時における重要な業務を支える情報システムに係る代替・復旧対策等をまとめた「I C T 部門の業務継続計画 ( I C T - B C P )」の推進に取り組むとともに、市町村の I C T - B C P の策定に係る取組についても支援を行います。

## 3 施策の推進体制

### (1) Smart道庁の推進

副知事をトップとしたSmart道庁推進本部や関係課長で構成される幹事会などにより、全庁でSmart道庁の取組の目指す姿を共有しながら、庁内の I C T の利活用を推進します。

### (2) 情報セキュリティ対策

副知事をトップとして情報セキュリティ対策に関する重要事項の決定などを行う情報セキュリティ対策委員会により、情報セキュリティ対策を全庁的かつ統一的に実施します。

## 第 1 2 科学技術の振興

### ＜次世代社会戦略局科学技術振興課＞

本道の経済の活性化と自立的発展、安全で安心な生活基盤の創造及び環境と調和した持続的な社会の実現に寄与することを目指し、道では、国の大型プロジェクトを活用した研究開発拠点の形成や研究開発機能の充実など、科学技術の振興に取り組んでいます。広大な本道において産業の振興を一層図るためには、各地域の様々な特性や政策課題を踏まえつつ、産学官金の関係者が強固に連携をとりながら、大学を核とした研究開発拠点の形成や、地域資源を活かした新事業・新産業の創出など、本道経済の自立化及び活性化に向けた取組を進める必要があります。

道では、本道における科学技術水準の向上や新たな経済的・社会的価値の創出を目的として、「北海道科学技術振興条例」（平成 20 年 4 月施行）を都道府県としては初めて制定するとともに、平成 30 年 3 月に、3 期目の計画となる「北海道科学技術振興計画」を策定し、科学技術施策の総合的、計画的な推進に努めています。この計画に基づき、産学官金等の協働の推進、知的財産の創造、保護及び活用などに取り組むことで、北海道における科学技術の振興を推進していきます。

また、平成 22 年 4 月に道立試験研究機関を統合して設立した地方独立行政法人北海道立総合研究機構（道総研）の円滑な運営を支援します。

## 1 産学官金等の協働の推進

### (1) 研究開発拠点の形成促進

産学官の連携によるリサーチ&ビジネスパーク構想を推進するため、(公財)北海道科学技術総合振興センターの機能を最大限活用して研究開発から事業化までの取組を一貫して支援するとともに、北海道大学が実施している食と健康に関する「革新的イノベーション創出プログラム (COI STREAM)」や農業分野のリモート化に関する「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」など関連するプロジェクトの支援を行います。

また、大学の研究シーズを産業創出に結びつけていくインキュベーション施設の入居者に対する支援を行います。

## (2) 産学官の共同研究への支援

産学官の連携による科学技術の振興を推進するため、(公財)北海道科学技術総合振興センターと連携して産学官が行う科学技術の基礎的・先導的な研究や発展・橋渡し研究を支援するとともに、A I / I o Tなどの先端技術を活用した新たな取組の創出を図るため、道内大学、企業等による共同研究やその成果の製品化・事業化等の支援を行います。

## (3) 研究交流の推進とコーディネート機能の充実

道内各地でのコーディネート活動を推進するため、産学官連携担当者等による全道産学官ネットワーク推進協議会を運営するとともに、大学等の研究機関、支援機関、金融機関のコーディネータの連携を図る、北海道コーディネータ・ネットワーク・フォーラムを開催します。

## 2 知的財産の創造、保護及び活用

### (1) 知的財産の創造、保護及び活用に向けた施策の展開

知的財産を戦略的に活用することによる道内企業等の競争力強化を目指し、本道における知的財産の創造、保護及び活用の適正かつ円滑な実現を図るため、道と北海道経済産業局が共同して「北海道知的財産戦略本部」を設置・運営するとともに、構成機関が一体となって各種施策を展開します。

### (2) 知的財産を活用したブランド戦略の推進

経済のグローバル化の進展や近隣諸国の経済成長に伴い、海外との競争が激化し知的財産を活用した競争力強化の必要性が高まっていることから、地域団体商標や地理的表示(G I)保護制度などの活用について啓発するとともに、関係機関と連携して対応を推進します。

## 3 科学技術振興の環境づくり

### (1) 道民が科学に親しむ機会の創出

科学技術に触れ、親しむことで道民が科学技術を身近に感じることができるよう、企業や試験研究機関、高等教育機関等と連携・協力し、研究成果等をわかりやすく紹介しながら、科学技術を身近に感じ、学ぶことができる体験型科学イベントを開催し、科学技術に触れ、親しむことができる機会を創出します。

### (2) 優れた研究開発等の顕彰

優れた発明や研究などを行い、道民生活の向上と地域産業の発展に寄与した個人又は団体に対して「北海道科学技術賞」や「北海道科学技術奨励賞」を贈呈するなど、優れた研究開発等を顕彰し、その功績を広く周知します。

## 4 地方独立行政法人北海道立総合研究機構(道総研)の運営支援

道総研が、道内外の様々な大学や研究機関などとの連携を図りながら、総合力を発揮し、農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、技術支援等を行い、道民生活の向上及び道内産業の振興に寄与することができるよう、円滑な運営を支援します。